

別表第1（第5条関係）

簡 易 公 開 調 達 公 告

平成30年度和歌山県紀南県税事務所公用車廃車業務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の2第1項第1号及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の規定に該当するもの）について、次のとおり簡易公開調達を行うので、和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成20年制定）第5条の規定に基づき公告する。

平成30年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 簡易公開調達に付する事項

（1）事業年度

平成30年度

（2）調達業務の名称

平成30年度和歌山県紀南県税事務所公用車廃車業務

（3）調達業務の内容

和歌山県紀南県税事務所が所管する公用車の抹消登録及び廃車車両処分業務を実施する。

仕様書のとおり

（4）契約期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

2 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

（1）自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2）和歌山県内に本店を有する者であること。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（4）使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく引取業者として和歌山県において登録を受けている者であり、業者の停止又は許可の取り消しを受けている者でないこと。

3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

（1）場所

和歌山県紀南県税事務所
田辺市朝日ヶ丘23-1

（2）期間

平成30年12月17日（月）から平成30年12月26日（水）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

（3）質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、平成30年12月17日（月）から平成30年12月21日（金）までの間において、和歌山県紀南県税事務所に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、簡易公開調達説明書のとおり

4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間（提出期限）

（1）場所

和歌山県紀南県税事務所

田辺市朝日ヶ丘23-1

(2) 期間（提出期限）

平成30年12月17日（月）から平成30年12月27日（木）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分（最終日にあつては、午後5時00分）まで

5 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、見積者（見積書を提出する者をいう。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記入すること。

(2) 簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

(3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、(3) の見積書を入れた封筒を平成30年12月27日（木）午後5時00分までに、和歌山県紀南県税事務所へ必着させること。

(5) その他見積もり方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり

6 簡易公開調達の無効に関する事項

本公告に示した簡易公開調達資格のない者がした見積もり及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

7 落札者の決定に関する事項

(1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載しておりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めたときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この簡易公開調達の開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。）は、見積書の提出期限後直ちに、和歌山県紀南県税事務所の複数の職員により行うものとする。

(3) 和歌山県財務規則第109条の規定により同規則102条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積者に代わって当該開札事務に関係のない和歌山県紀南県税事務所の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

8 契約書の要否

否

9 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県紀南県税事務所

イ 所在地

田辺市朝日ヶ丘 23-1

郵便番号 646-8580

電話番号 0739-26-7908

ファクシミリ番号 0739-26-7915